

船員保険就学等援護費の改定について(案)

船員保険就学等援護費の概要

○就学等援護費とは

職務上の事由により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることになった船員又は家族の教育費の負担の軽減を図るため、遺族年金又は障害年金の受給者に対して支給する。

なお、就学等援護費は平成22年1月以降、労災保険の社会復帰促進等事業として実施されており、平成21年12月以前の職務上の遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。

○支給対象者

- 職務上の事由による遺族年金の受給者である在学者等
- 職務上の事由による遺族年金の受給者であって、在学者^(注)と生計を同じくしている者等
- 重度職務上障害年金(障害の程度が1級～3級)の受給者である在学者等
- 重度職務上障害年金(障害の程度が1級～3級)の受給者であって、在学者である子と生計を同じくしている者等

(注)死亡した被保険者により生計が維持されていた子に限る。

○支給月額

- 保育費……………12,000円【1人】
- 小学生……………13,000円【17人】
- 中学生……………16,000円(通信制の在学者は13,000円)【16人】
- 高校生……………16,000円(通信制の在学者は13,000円)【31人】
- 大学生……………39,000円(通信制の在学者は30,000円)【40人】

(注1)4月と10月に6ヶ月分を支給。

(注2)【 】は平成28年4月の支給対象者数。

改定内容及び実施時期

○改定内容

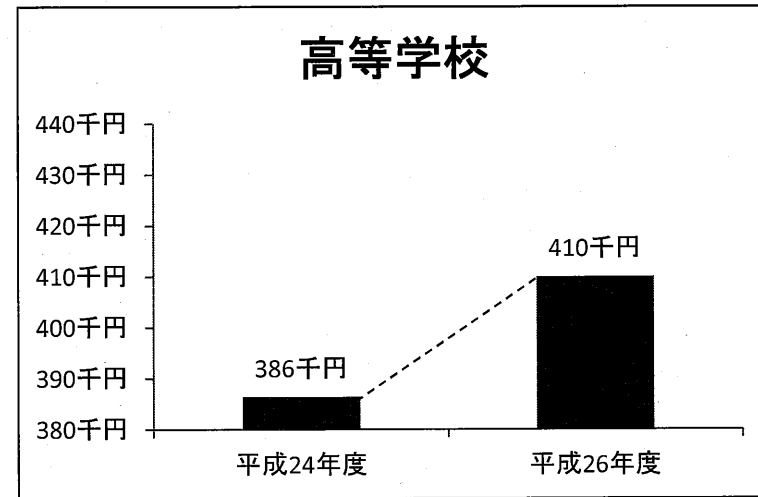
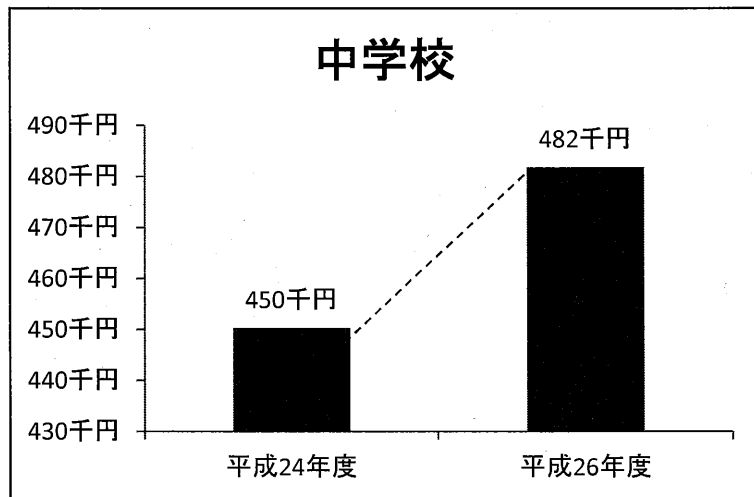
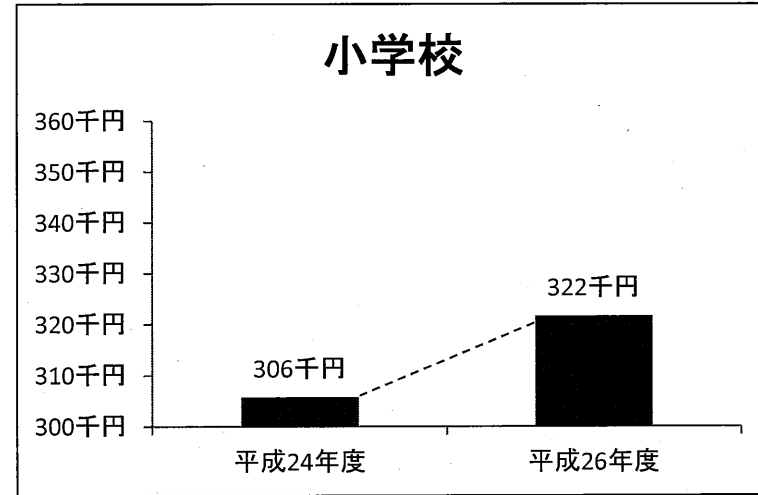
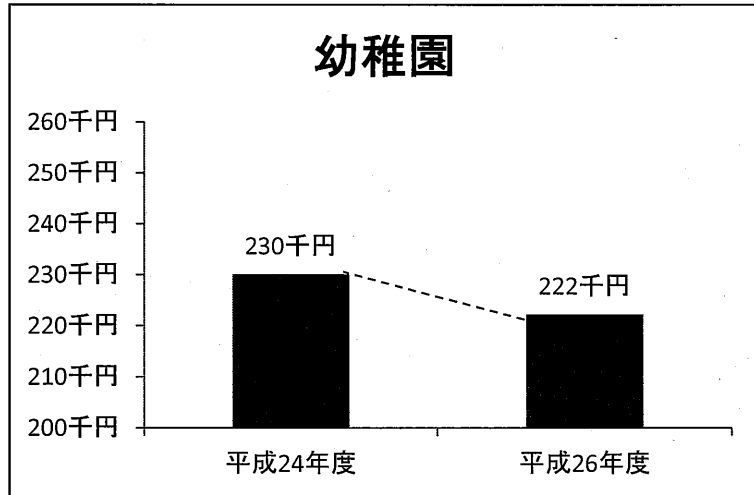
平成27年12月に公表された「子供の学習費調査」(文部科学省)における中学校の一人当たり平均教育費等を踏まえ、中学生の支給金額を月額16,000円から月額17,000円に、通信制の中学生の支給金額を月額13,000円から月額14,000円に改定する。

○実施時期

平成28年10月支給分(平成28年4月～平成28年9月分)

学習費総額の推移

(参考)



文部科学省「子供の学習費調査」より